英国及びスウェーデンの選挙制度及び政治資金制度

~海外調查報告~

せんずい たけひる 総務委員会調査室 泉水 健宏

1.はじめに

我が国の選挙制度及び政治資金制度に関しては、多くの課題が指摘されている。

まず、選挙制度に関しては、衆議院、参議院を通じ、定数較差是正を含めた選挙制度改革が重要な課題とされ、参議院においては参議院改革協議会の場を中心に検討が進められている。また、電子投票の国政選挙への導入、永住外国人の地方参政権付与等も議員立法により法律案が提出されている。

さらに、政治資金制度に関しては、国会議員関係政治団体について、原則1円以上の領収書の公開を義務付けるとともに、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針の策定等を行う政治資金適正化委員会を創設することを柱とする政治資金規正法改正法が平成19年12月に成立した。20年3月には、政治資金適正化委員が国会で指名され、4月から基本方針の策定等に向けた委員会の活動が開始されたところであるが、今後の主なスケジュールとしては、21年1月から、国会議員関係政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務が生じ、それを基に22年1月以降、収支報告書の作成・提出、領収書等の写しの提出(1万円超の支出分)を行っていくことになる。これら事務の円滑な実施を含め、今後とも政治資金とその在り方は大きな課題になると考えられている。

このような中で、諸外国の状況を見ると、英国では、定数較差是正を図るための下院議員選挙区改定を定期的に実施し、政治資金行政については、法律によって定められた委員会である選挙委員会が執行している。また、スウェーデンでは、世界的に見て早い時期に永住外国人に地方参政権を付与するとともに、政治資金に関し、政党国庫補助制度が導入されている。

そこで、我が国における課題を検討するに際し、両国における選挙制度及び政治資金制度を調査することは有意義であると考えられることから、平成 20 年 1 月、我が国の実情と関連付けながら、以下の現地調査を行った。

訪問国	調査事項	訪問先
英 国	下院議員選挙区の改定	イングランド地区選挙区画定委員会
	政治資金制度、電子投票	選挙委員会
ス ウ ェ ーデン	国会議員の選挙制度、電子投票、 永住外国人に対する地方参政権付与	選挙管理委員会
	政党国庫補助制度	国会事務局

以下、調査の概要について、訪問先でのヒアリング、入手した資料等を基に報告する。 なお、本稿中、1ポンド = 211.70円、1クローナ = 17.61円で換算している(平成 20 年 7月1日現在)。

2. 英国の選挙制度

(1)選挙制度の概要

英国議会は、二院制で、非公選の議員から構成される上院と公選の議員から構成される 下院からなる。

上院は議員数 748 名 (2008 年 3 月現在) で、世襲貴族議員、上訴貴族議員、一代貴族議員、司教議員からなり、議員はすべて任命制となっている。任期は終身である。

下院は総定数 650 人で、すべて公選の議員で構成される。任期は 5 年 (解散あり)である。下院議員選挙は、1人1区の小選挙区制を採用しているため、選挙区数も 650 となっている。また、選挙年齢、被選挙年齢とも 18 歳以上である。

投票方法は記号式投票が採用されている。すなわち、投票用紙には、候補者の氏名、住所が事前に印刷されており、有権者は、投票しようとする候補者1人(1人1票)の氏名の右側に×印を付ける方法で投票が行われる。当選人の決定方法は、当該選挙区で最高得票を得た候補者を当選人とする比較多数得票主義を採用している。

ところで、英国においても、人口の流入、流出により各選挙区の人口は変動しており、 投票価値の平等を図る観点から、8年から 12 年ごとに下院議員選挙区の見直しが行われ ることになっている。以下、その内容について見ていくこととする。

(2) 下院議員選挙区改定の概要

英国の下院議員選挙区画の改定は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つのカントリーごとに常設委員会として設置された選挙区画定委員会が、各々独立して見直し作業を行い、それぞれの委員会が区割案を報告書という形で内閣の担当大臣に提出し、それを受けた内閣が議会に法案を提出し、法案を議会が可決して、改定が成立するという経過で行われている。選挙区画定委員会が区割り案を提出する現行の改定方法となってから約60年が経過し、この間改定は5回行われた。第5次改定は2007年に完了し、成立した選挙区改定法は次期総選挙から適用されることになっている。

(3)選挙区画定委員会による改定作業の特徴

英国の下院議員選挙区改定は、前述のように、選挙区画定委員会における選挙区改定作業を中心に行われているが、この改定作業に関し、我が国でも問題となっている一票の価値の平等の観点等から留意すべき特徴がある。

ア 英国全体の較差是正が図れない不合理性

選挙区画定委員会の改定作業は、1986年下院議員選挙区法に定められた基本原則に基づき行われているが、基本原則では、各カントリーごとに議席数の基準が定めら

れており、その範囲内で各カントリーの選挙区画定委員会が区割り改定を行うことになっているので、各カントリー内での投票価値の平等は図れるが、カントリーをまたいだ投票価値の平等はなかなか図れず、英国の前回 2005 年総選挙でも、カントリーをまたいでみた場合、最大選挙区と最小選挙区の1票の較差は約5倍に達している。

具体的にはイングランドが、他のカントリーに比べ一票の価値が軽くなっており、2005 年総選挙時と比べた場合、第5次改定により、イングランドは4議席増えたものの、他のカントリーでは議席数の変更はなく、較差はほとんど解消されていない(ちなみに第5次改定後の議席数は、イングランド533、ウェールズ40、スコットランド59、北アイルランド18である)。例えば、第5次改定に関し、イングランドでは、1選挙区当たり有権者数7万人を基準として改定が行われたが、ウェールズでは5万6,000人を基準として改定が行われており、ウェールズ全体で8議席減らさないとイングランドと同じ基準にはならない。

このことについて、2007 年 1 月に独立委員会である基準委員会から、各カントリーごとの議席数の基準を 1 年以内に見直すべきとの勧告が行われているが、未だに具体的な動きはない。その理由として、イングランド地区選挙区画定委員会の担当者は、そもそも各カントリーの議席数には各カントリーが連合王国を構成するようになった経緯まで遡る歴史的な側面があり、簡単に議席数を削減できるような問題ではないこと、ウェールズを始め一票の価値が重い地域は、与党労働党が議席を圧倒的に多く獲得しており、そのことも見直しが行われない理由の一つとして考えられるとしている。

イ 総議席の増加による定数較差是正

第5次改定により、イングランドを4議席増の533議席とすることで、総定数がこれまでの646議席から650議席に増えた。定数較差是正を議員の増員により行うことについて、我が国では国民の抵抗感も強いとの指摘もあることから、英国の状況を尋ねたところ、担当者は、英国は移民の流入等により人口が増加していることもあり、較差是正のための最小限の定数増に対しては、国民の抵抗感はないとしている。

ウ 選挙区の区割り改定の基本方針

我が国では、衆議院小選挙区について、選挙区割りと行政区画の乖離が議論となっていることから、選挙区画定委員会における選挙区の区割り改定の基本方針として、自治体の行政区画と各選挙区の有権者数を基準値に近づけることのいずれを尊重するのか質問した。この点に関し、担当者は、現行制度になってから行われた5回の改定作業のうち、最初の3回は自治体の行政区画を尊重した改定を行った、その後、投票価値の平等の観点から、各選挙区の有権者数を基準値に近づけることを尊重して改定を行うべきとの意見が強まったため、第4次、第5次の改定では各選挙区の有権者数を基準値に近づけることを優先し、可能な限り行政区画も尊重することとしている、その結果、第5次改定では、選挙区が自治体の行政区画を分割する例、複数の自治体で1つの選挙区を構成する例が多数現れているとした。

(4)電子投票の現状

英国政府は、2000 年の統一地方選挙から、地方選挙の改革に向け、参加を表明した自治体に先進的な事業を行わせるパイロット事業を実施しており、その一環として、一部の自治体で電子投票が試験的に実施されている。現在、英国で試験的に実施されているのは、投票所での電子投票であるが、政府は、投票率向上等の観点から、インターネットを活用した自宅からの投票についても、その実現の可能性について検討している。しかしながら、いずれの方式を採るにせよ、本人確認手段や投票データの改ざん等に対するセキュリティーが課題であるとして、いまだ本格実施には至っていない。

3.英国の政治資金制度

英国では、従来、政党の政治資金を包括的に規正する法律はなく、会計報告等は、政党の自主性にまかされていたが、2000年政党、選挙及び国民投票法(以下「2000年法」という。)の成立により、政党の政治資金が法律で規正されることとなった。政治資金制度を所管することとなったのは、同法により新たに設立された選挙委員会である。選挙委員会及び同委員会が所管する政治資金制度の概要は次のとおりである。

(1)選挙委員会の概要

選挙委員会は、2000 年法により、同年 11 月に設立された独立委員会で、議会に直属する組織である。選挙委員会の主な役割は、政治資金制度及び選挙制度の両面にわたっており、 政治資金の公正と透明性確保、 有権者登録の正確性確保と登録手続の適正な執行、 選挙及び国民投票の適正な執行、 選挙制度及び政治資金制度に関する国民への啓発、 選挙区割りの公平性確保、となっている。

このように幅広い事項を所管していることから職員数も常時 135 名から 150 名程度と比較的多く、そのほとんどが専任の職員である。

(2)政治資金制度の概要

ア 寄附の規正

政党でなければ、1個人又は1団体から年間合計200ポンド(約4万2,000円)を超える寄附を受けてはならないこととなっている。なお、1個人又は1団体が、年間行うことのできる寄附の上限は設けられていないが、規正強化の観点から、上限を設定すべきとの議論もなされている。

イ 寄附の公表

政党は、選挙委員会に、四半期に一度(総選挙期間中は毎週) 寄附に関する報告 を選挙委員会に提出することが義務付けられており、選挙委員会は提出された報告を ホームページで公開することとなっている。

報告の対象となるのは、政党本部に対する1個人又は1団体当たり5,000ポンド(約106万円)超の寄附、及び地方支部に対する1個人又は1団体当たり1,000ポンド(約21万円)超の寄附である。

ウ 選挙活動支出の上限規制

政党の支出のうち、選挙を目的とした支出(選挙活動支出)は政治資金規正の対象となっており、総選挙前365日の期間を対象とした選挙活動支出の上限が定められている。その金額は、北アイルランドを除く全選挙区に候補者を立てる主要政党の場合で、約1,800万ポンド(約38億1,000万円)となっている。なお、規正を強化するため、対象期間の撤廃や支出上限額を引き下げるべきとの意見も出されている。

エ 選挙活動支出の公表

政党は、対象期間における選挙支出報告を、投票日から6か月(小政党は3か月) 以内に、選挙委員会に提出することが義務付けられており、選挙委員会は、提出され た報告をホームページで公開することとなっている。なお、支出総額が25万ポンド (約5,300万円)を超える場合はあらかじめ外部監査を受ける必要がある。

選挙支出報告では、1件200ポンド(約4万2,000円)超の支出に関しては、その明細を報告に記載するとともに、領収書の添付が求められる。基準である200ポンドについては、事務処理の煩雑性という観点から適当な水準であるとしており、透明性向上のため、基準を引き下げる意見は今のところ出ていないとのことである。

オ 政党の年次会計報告の公表

政党は、選挙委員会に年次会計報告の提出義務が課されており、選挙委員会は提出された会計報告をホームページで公表する。なお、総額が 25 万ポンド(約 5,300 万円)を超える場合はあらかじめ外部監査を受ける必要がある。

カ 政党に対する公的資金援助

英国の政党に対する公的資金援助としては、与野党問わず支給される政策開発補助金と野党に対してのみに支給されるショートマネーと呼ばれる助成がある。

政策開発補助金は、政党が作成するマニフェストに掲げる政策を立案する経費に充てるため、2000年法により創設され、年間総額200万ポンド(約4億2,000万円)が、各政党に分配されている。配分方法は2つの要素から構成されており、半分の100万ポンドは政党の大小に関わらず、対象政党(2議席以上を有する政党)に均等配分される。残りの100万ポンドは総選挙の得票数等に応じて配分される。本補助金は、選挙委員会が定める支給条件により使途が厳格に制限されており、個々の経費に係る請求に基づき、国が逐次交付する制度となっている。

一方、野党にのみ交付されるショートマネーは、与党と異なり政府の官僚機構等を 十分には活用できない野党の議会活動を支援する目的で設けられているものである。

キ 選挙委員会における政治資金規正業務の実情

英国の政治資金制度では、政党は、選挙委員会に、「寄附に関する報告」、「選挙支出報告」、「年次会計報告」を提出することとなっており、提出された報告の審査が、選挙委員会の主要な業務となっている。そこで選挙委員会の担当者に、どのような審査を行っているか質問したところ、実施している審査は、添付書類に不備はないか、報告書の記載が添付された領収書と一致しているか、支出項目ごとの金額の合計が全体の支出に一致しているか等、書面上で分かる範囲についての審査であり、記載され

ている支出が本当に支出されたものであるか等について、実際に調査することはない としている。

実質的な調査を行わなければ審査の実効性が保たれないのではとの質問に対しては、 政党が公表されることを前提に外部監査等も経て提出する各種報告に、意図的な不実 記載があることは通常考えられないため、そのような調査は行っていないとしている。

担当者は、むしろ、思い違い、誤解等により誤った記載をしてしまうことの方が多いと考えており、政党に対する助言・指導は積極的に行っているとしている。具体的には、ガイダンス資料の作成・配布を行うとともに、主要政党と定期的に会議を開催し、常に最新の情報が政党に伝わるようにしている。また、政党からの問い合せに対し、迅速・的確に対応する等、その都度助言を行っているとした。

4.スウェーデンの選挙制度

(1)国会議員の定数・選挙区

スウェーデンの国会は一院制であり、総定数は 349 名である。このうち 310 議席は全国を 29 に分割した選挙区から選出し、残りの 39 議席は、全国を 1 単位として配分する調整議席となっている。

選挙区は県単位が原則であり(県の数は 21)、各選挙区の定数は平均 11 名であるが、定数にばらつきがあり、最大選挙区はストックホルム県で 42 名、最小選挙区はゴトランド県で2名となっている。選挙区ごとの定数は、法律で、各選挙区の有権者数が、総有権者数の310分の1に達するごとに1議席を割り当て、残余の議席は、その際生じた剰余数の大きい順に配分することが定められている。定数は、選挙が行われる度に自動的に調整されることとなっており、その決定に有権者数以外の要素は考慮されないこととなっている。

(2)任期・選挙期日

国会議員の任期は4年であり、任期満了の総選挙は、4年ごと(直近は2006年) 9月の第3日曜日に行われ、地方選挙(県・市)も同時に行われる。なお、4年の任期の途中で解散等による特別選挙が行われた場合であっても、解散前の議員の任期と併せて4年、つまり前任議員の残任期間が任期となるため、4年ごとの総選挙の期日にずれが生じることはない。選挙の期日が固定していることについて、選挙管理委員会の担当者は、国民、政党及び選挙管理当局にとって、何年も前から当該選挙に向けた準備ができるので効率的であるとしている。

(3)選挙権・被選挙権

投票日当日に18歳以上のスウェーデン国民は選挙権及び被選挙権を有する。

(4)投票方法

投票用紙は各政党ごとに2種類あり、政党名と順位を付けた候補者名簿が印刷されているものと、政党名のみ印刷されているものがある。有権者は投票所でその中の1枚を選び、一定の記載を行った上、所定の封筒に入れて投票することとなっている。

スウェーデンでは、有権者が当選人決定により深く参画できるようにするため、政党名投票に加え、個人名投票もできるようになっている。政党名投票をする有権者は、自分の投票したい政党名が入った投票用紙を選び、そのまま投票する。個人名投票をする有権者は、政党名と順位を付けた候補者名簿が印刷されている投票用紙を選び、当選させたい候補者(1名)の氏名の左側に×印をつけて投票するか、政党名のみ記載されている投票用紙を選び、当選させたい候補者名(1名)を自書する方法で投票する。政党名投票と個人名投票の比率は、2006年総選挙で3:1である。

(5)当選人の決定方法

ア 選挙区議席(310議席)

349 議席のうち 310 議席(選挙区議席)については、当該選挙区における政党名投票と個人名投票を合わせた各政党の得票数に従い、修正サン・ラグ方式で比例配分し、各党ごとの議席数が決定される。修正サン・ラグ方式とは、各政党の得票を、最初は1.4、さらに3、5、7、9、…の奇数で除し、そこから算出される比較数を基に、各政党へ議席を割り当てていくものであり、我が国で採用されているドント式よりも一般に小政党に有利とされる。その一方で、小党分立を回避する観点から、全国を通じて4%以上の得票があった政党でなければ、原則議席配分を受けることができないこととしている。

イ 調整議席(39議席)

349 議席のうち 39 議席は調整議席とされている。これは、選挙区ごとに比例配分して議席数を決定するだけでは、全国レベルでの有権者の各政党への支持の状況が十分に議席数に反映されない可能性があり、それを是正する目的を有するものである。配分方法については次のとおりである。

全国を1の選挙区と仮定し、各政党の得票数を基に総定数349議席を、修正サン・ラグ方式により配分する。この際、全国得票率4%未満の政党は議席配分の対象としない。

により各政党に配分された議席数から、各政党の選挙区議席数を差し引いた数が、 その政党が受ける調整議席数である。

調整議席の選挙区への配分については、選挙区議席の獲得において惜敗した選挙区 の順に追加配分する。

選挙管理委員会の担当者は、この調整議席について、修正サン・ラグ方式の採用と並び、小政党に有利な制度といえるが、一方で、4%条項により、小数党の議席獲得にハードルを設けており、バランスのとれた制度になっているとの認識を示している。

ウ 当選人の決定

次に、ア、イにより各選挙区における政党ごとの議席数が確定した後、どの候補者

を当選人とするかについては、前述のように有権者が当選人決定により深く関与できるよう、一定割合以上の個人名投票を獲得した候補者を、事前に政党が定める候補者 名簿の順位に優先して当選させることととしている。

具体的には、ある候補者への個人名投票が、当該選挙区における当該政党への総投票数の8%以上を占める場合、当該候補者は、候補者名簿の順位に優先して当選し、 残余の議席は、候補者名簿の順に当選者を決定するというものである。

(6)電子投票の動向

電子投票に関しては、2006 年総選挙に向けた選挙制度の見直しの過程で、その導入等について検討が行われたが、サーバーの加熱等による投票データの消去、投票データの改ざんの危険性等が指摘された。そのため現在、電子投票の実現に向け、財政措置を講ずること、国民に対し普及啓発活動を行うこと等、電子投票を積極的に推進する意向を持っている政党はないとしている。

(7) 永住外国人に対する地方参政権付与の状況

ア経緯

スウェーデンでは、1976 年に永住外国人への地方参政権付与が導入され、3年以上同一市町村に在住している外国人に、県及び市町村の選挙権と被選挙権が認められることとなった。その後、EU域内の外国人については、同一市町村への在留期間30日で、県及び市町村の選挙権と被選挙権が認められることとなり、現在に至っている。

イ 永住外国人に地方参政権を付与する根拠

永住外国人に地方参政権を付与する理由について、選挙管理委員会の担当者は、地域における政策決定は、国民、外国人を問わず、当該地域に住むすべての人が参画して行うべきとの考えから付与しており、1976年の制度創設以来一貫した考えであるとしている。

日本では、地域における政策決定が、国における政策決定に直接・間接に影響する 可能性があることが、永住外国人への地方参政権付与に消極的な根拠となっているが、 このことに関し、スウェーデンでは、国、県、市町村で権限が明確に分けられており、 それぞれの独立性も高いことから、そのような懸念はなく、これまでそのような議論 は行われてこなかったとの認識が示された。

ウ 選挙権のみならず被選挙権も付与する根拠

スウェーデンでは、永住外国人に選挙権のみならず被選挙権も付与しているが、日本では、永住外国人に選挙権を認めるべきとの見解を採っている者でも、被選挙権に関しては、当選して議員となった場合、政策決定により一層深く関与することになること等を理由に認めない見解を採っている者が多いとの認識を示したところ、担当者は、選挙権と被選挙権は表裏一体の関係にあり、1976年の制度創設の際も、選挙権だけ付与するとの考えは検討されず、現在もそのような議論はないとしている。

エ 永住外国人の投票率、外国人議員数が低い理由

スウェーデンでは地方選挙の投票率が8割を超えるが、永住外国人の投票率は4割程度と低くなっている。また、外国人議員は、地方議員全体の1%以下と極めて低くなっている。この理由については、国民に比べ、外国人の地域に対する関心の低さがあるとの見解もあるが、それがすべての理由であるとは考えていないとしている。ただし、外国人議員が少ない理由としては、これまで外国人の中で、立候補に積極的な人が少なかったことが挙げられるとしている。

オ 外国人に国政選挙の参政権を付与していない理由

スウェーデンにおいても、国政選挙の参政権を外国人に付与していないが、その理由について担当者は、この問題は選挙制度の問題というよりも安全保障、移民・難民政策等を含めたより高度な政治・政策的問題であるとし、その観点から付与されていないのではないかとの認識を示した。

5.スウェーデンの政党国庫補助制度

(1)経緯

スウェーデンでは、1965 年、政党に対する国庫補助制度を導入した。従来、スウェーデンにおいても、政治資金の調達は寄附を中心に行われており、 企業から政党へ直接寄附を行う、 複数の企業で団体を作り、自らその会員となって会費を団体に納め、団体でまとめて寄附を行う等、が広く行われていた。しかしながら、政治資金の調達は、寄附によるのではなく、国が補助金として交付する方が良いのではないかとの議論が起こり、1965 年に「政党に対する国庫補助に関する法律」が成立し、翌 1966 年から国庫補助制度が開始された。その後、補助金の増額等、数次の改正を経て、今日に至っている。

(2)制度の概要

政党に対する国庫補助は、政党補助金と政党事務局補助金からなる。政党補助金は政党の政治活動全般に対する補助金、政党事務局補助金は政党の立法活動及び政党事務局職員の経費に対する補助金という区分はあるが、具体的な使途について、両補助金とも法律上特段の制限は課されていない。

ア 政党補助金

政党補助金は、各政党が直近2回の総選挙において獲得した議席数に基づいて算定される。算定根拠として、直近2回の総選挙の議席数を考慮に入れるのは、各政党の議席数の増減により、収入額の大幅な変動が急激に起こるのを避けるためとしている。なお、現在1議席当たりの補助金は33万3,300クローナ(約587万円) 2007年の支給総額は1億932万クローナ(約19億2,500万円)となっている。

また、小政党に対する配慮から、直近2回の総選挙で議席を獲得できなかった政党についても、全国の得票総数の2.5%以上の得票を得た政党には政党補助金が交付されることになっている。

イ 政党事務局補助金

政党事務局補助金には基本補助金と追加補助金の2種類がある。基本補助金は、選挙において全国の得票総数の4%以上を獲得した政党に対し、毎年交付される。基本補助金は、政党の大小に関係なく基本的な必要経費があるとの考えから支出されるものであり、毎年、1政党当たり一律580万3,000クローナ(約1億220万円)が支給される。一方、追加補助金は、毎年、与党には1議席当たり1万6,350クローナ(約28万8,000円)、野党には1議席当たり2万4,300クローナ(約42万8,000円)が支給される。補助を野党に厚くしている理由としては、政党事務局補助金の使用が想定される政党の立法活動を考えた場合、与党は政府機関を活用できるが、野党は余り活用できないことから補助金の面で厚く遇する必要があるからとしている。

なお、2007年の政党事務局補助金全体の支給総額は4,770万クローナ(約8億4,000万円)である。

ちなみに我が国の政党助成金は、平成 20 年度予算で、人口 1 人当たり 250 円、総額約 319 億円であるが、スウェーデンの人口は約 918 万人(平成 19 年 12 月現在)であるから、人口 1 人当たりの補助額は、政党に対する国庫補助全体で約 301 円、政党補助金だけでも約 210 円であり、ほぼ我が国と同程度の国庫補助制度が行われているということができる。

(3)国庫補助制度導入の効果

国庫補助制度が導入されたことによる効果として大きいのは、企業から政党への直接献金がなくなったことである。スウェーデンは政治資金を法的にコントロールするシステムを有しない世界的に見てもまれな国であり、企業献金は法律で禁止されているわけではないが、国庫補助制度導入後、政党が企業と直接結びつくことを嫌うようになり、企業献金は影を潜めた。しかしながら、企業が個人を介して間接的に寄附を行っていることが指摘されている。穏健党(この政党は企業側の利益を代表する立場にあるとされる。)の収入を見ると、約50%が国庫補助、約20%~30%が個人献金となっており、この個人献金の一定部分に企業の間接献金があるとの指摘が行われている。

ちなみに、左翼党など収入に献金がほとんどない政党では収入の 75 % ~ 80 %が国庫補助金であり、国庫補助なくして、政党の政治活動は維持できない状況になっている。

(4)今後の政治資金規正の在り方

政治資金を法的にコントロールするシステムを有しないことは、政党が行う収支報告にも現れており、法律により政党が提出を求められるのは、政党全体の収入総額と支出総額、合計何か所から収入を得たかだけである。したがって、国庫補助金の使途を報告する義務はない。

この点に関し国会事務局の担当者は、法的義務はないとはいえ、政党は国民に説明責任 を有しており、過去には国庫補助金の使途について十分な説明ができず議席を減らした政 党もある、コントロールシステムがないことイコール使途について野放しというわけでは ないとしている。

また担当者は、政治資金に法的規正を設けるべきと考えているスウェーデン国民は増えており、4年ごとに行われる総選挙の後には、決まって、与野党双方から対立政党の政治資金の不透明性が指摘され、国庫補助金を含めた政党の収支の一層の透明化を図るべきとの議論が盛り上がるが、いつの間にか立ち消えになってしまう、どの政党も収支を余り明らかにしたくないのが本音であり、議論を政党に任せるのではなく、国民サイドから議論を盛り上げていく必要があると感じているとのことであった。

6.終わりに

最後に若干の感想を述べてまとめとしたい。

まず選挙制度についてであるが、定数較差是正に関し、英国では各カントリーごとの較差是正は行われているものの、歴史的経緯や政治状況等により、英国全体としての是正がなかなか図れないことが分かり、我が国を含め、各国ともそれぞれの国の制度、事情等により、単に較差是正のみを追求できない部分があることが興味深く感じられた。

電子投票に関しては、英国、スウェーデンとも検討段階にあるが、我が国と同様、セキュリティーが課題との認識が示され、この点は多くの国々で問題となっていると考えられるところである。

永住外国人への地方参政権付与に関しては、付与の是非に関し、地域における政策決定が、国の政策決定に直接・間接の影響を与えること等、我が国で議論となっていることが、スウェーデンでは導入時も現在も、ほとんど問題にならなかったことが分かり、同様の制度を導入する場合でも、国の仕組み、国情等により問題とされる点が異なってくることに改めて興味を覚えた。

最後に政治資金に関しては、英国選挙委員会における政党の会計報告等の審査の実態や、スウェーデンにおいて、政治資金を法的に規正する制度がなかなかできない事情など興味深かったが、総じて両国とも、我が国同様、政治資金の規正を一層強化していく方向になってきているとの印象を持った。

【参考文献】

選挙制度研究会『わかりやすい公職選挙法〔第十四次改訂版〕』(ぎょうせい 平 19.10) 河合宏一「英国における下院議員選挙区画の画定(1)(2・完)」『選挙』第61巻第4号、第6号(2008.4.6)

平井伸治「諸外国の政党関係法制(3)~イギリスの政党関係法制~」『選挙時報』第 54 巻第 10・11 号(平 17.10.11)

柳沼敦「諸外国の選挙制度(6)-スウェーデン-」『選挙』第 39 巻第9号(1986.9) 堀本武功『世界の政党法』(麹町出版株式会社 昭59.10)

相原克哉「諸外国の政党関係法制(5)~スウェーデンの政党関係法制~」『選挙時報』 第55巻第5号(平18.5)